

山梨大学 オープンアクセスポリシー

制定 令和8年1月27日

(目的)

1. 山梨大学（以下「本学」という。）は、学術研究の成果を広く社会に還元しつつ、学術の発展及び社会的課題の解決に資することを目的として、オープンアクセスポリシー（以下「本ポリシー」という。）を以下のように定める。

また、教職員等によって得られた研究成果は、原則として自由な閲覧を保証する。

(定義)

2. 本ポリシーにおいて「研究成果」とは、本学の教職員等が作成した査読付き学術論文及び根拠データをいう。

(公開方法)

3. 研究成果は、以下のいずれかの方法により公開するものとする。

- ① 山梨大学学術リポジトリへの登録
- ② オープンアクセスジャーナルへの掲載
- ③ 外部機関が設置するリポジトリへの登録
- ④ その他、学術的に適切と認められる方法による公開

(適用範囲)

4. 本ポリシー制定以降に作成された研究成果に適用する。ただし、著作権等の契約上の制約がある場合はこの限りではない。

(例外規定)

5. 以下に該当する場合は、公開を免除または延期することができる。

- ① 出版社等との契約により公開が制限される場合
- ② プライバシー、機密情報、知的財産権等に関する懸念がある場合
- ③ その他、学長が特に認めた場合

(教職員の責務)

6. 本学の教職員等は、研究成果の公開にあたり、著作権法及び研究倫理を遵守し、必要な手続きを速やかに行うものとする。

(運用)

7. 本ポリシーの運用に関する具体的な事項は、附属図書館が中心となり、研究推進・社会連携機構等の関係部署が連携して定める。

(その他)

8. 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、別に定める。